

事務連絡  
令和3年10月28日

公益社団法人全日本不動産協会城南支部  
不動産事業者各位

品川区 都市環境部  
住宅課長 竹田 昌弘

住宅確保要配慮者入居促進事業の不動産事業者登録について（依頼）

平素より、品川区の住宅事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

品川区では、高齢者・障害者・ひとり親世帯・低額所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅探しの支援を目的に、住まいの情報提供の仕組みづくりを進めています。この情報提供の仕組みを利用した相談者と賃貸借契約を締結した、賃貸住宅オーナー様およびあつ旋した不動産事業者様双方に対して協力金をお支払いいたします。

つきましては、下記および別紙をご参照の上、この事業への登録をお願いさせて頂きたく存じます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

1 事業内容

別紙1をご参照ください

2 登録方法

本通知より不動産事業者の登録を開始いたします。添付の「登録事業者申請書（第1号様式）」を住宅課にご提出ください。詳細は、別紙2をご参照ください。

3 協力金内容について

賃貸住宅オーナーおよびあつ旋した不動産事業者双方に対して、1件につき6万円ずつをお支払いいたします。

4 その他

現在、区内部の調整やホームページの準備等を行っております。

本事業開始は、令和3年11月29日（月）からを予定しております。変更がある場合は、登録事業者様に直接ご連絡いたします。事業開始前の契約日のものは対象となりませんので、お気をつけください。

以上

【担当】 品川区 住宅課 空き家対策担当 相良・山村  
電話（03）5742-6777

令和3年 10 月吉日

# 住宅確保要配慮者入居促進事業

のご案内

## <令和3年度新規事業>

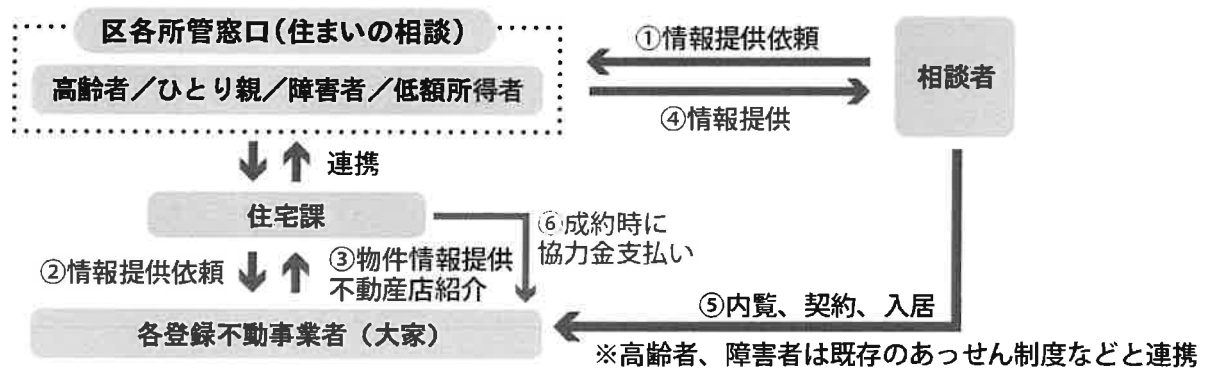
高齢者・ひとり親家庭・障害者・低額所得者に、住まいを提供した大家、不動産事業者の皆様に、区より協力金をお支払いします。

### 事業の概要

品川区では、住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者の方に対する住まいの確保を支援するために、「住宅確保要配慮者入居促進事業」を、令和3年11月末より、新たにスタートします。

この事業は、住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅を提供した大家と、不動産事業者のそれぞれに、協力金(1件あたり6万円)をお支払いするものです。

### ■不動産事業者の登録の流れ・スキーム



### ■対象となる住宅確保要配慮者

- ①65歳以上単身世帯または65歳以上世帯員のみ世帯
- ②単身障害者世帯または障害者のいる世帯
- ③18歳未満の子のいるひとり親世帯
- ④低額所得世帯(国が定める基準に基づき、月額所得15万8千円以下)
- ①～④のいずれかに該当し、かつ
- 品川区に引き続き2年以上居住していること  
など

### ■対象となる不動産事業者

- 区内民間賃貸住宅をあっせんできること
- 宅地建物取引業免許証を取得していること
- 宅建協会品川支部または全日協会城南支部に加盟していること

※詳細は「品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要項」をご確認ください  
※協力金総額が予算総額に達した時点で受付を終了します。(先着順)

### 問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課  
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36  
TEL:03-5742-6777



## 住宅確保要配慮者入居促進事業 登録手順等について

### 対象となる住宅確保要配慮者について

住宅確保要配慮者入居促進事業(以下「本事業」)では、以下の住宅確保要配慮者を対象とします。

- 高齢者:65歳以上の単身世帯または65歳以上世帯員のみ<sup>の</sup>世帯
- ひとり親:18歳に達する日の以後の最初の3月31日までの間にある者と、母または父のみの世帯の者
- 障害者:単身世帯の障害者(身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保険福祉手帳1級から3級、愛の手帳1度から3度)または障害者を含む世帯の者
- 低額所得者:国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない者

### 協力金の対象について

本事業では、以下のいずれかの場合に、不動産事業者と賃貸人に対して6万円ずつの協力金をお支払いいたします。

- 本事業の住宅あつ旋を利用し、申請者と賃貸借契約を締結した場合
- (令和3年度のみ)高齢者住宅あつ旋事業を利用した場合
- 直接不動産店へ来た区民が上記の住宅確保要配慮者に該当する場合、契約前に本事業の「あつ旋申請書(第5号様式)」を提出し、区が承認した場合(不動産事業者は、事前に区の登録を受けていることが必須となります。)

### 不動産事業者登録について

#### (1)不動産事業者登録について

- 住宅確保要配慮者入居促進事業にご賛同いただき、登録を希望される不動産事業者様は、別紙「登録事業者申請書(第1号様式)」をご記入の上、区住宅課にご提出ください。
- 申請書の内容確認後、「登録事業者決定(却下)通知書(第2号様式)」を不動産事業者様あてに郵送いたします。その際に、各種申請書書式や記載例等を郵送で送付をいたします。(書式については、ホームページからもダウンロードが可能です)

#### (2)登録後、変更が生じた場合(辞退する場合)

- 登録後、登録事業者名・代表者名・所在地・連絡先・その他に変更が生じた場合は、別紙「登録事業者変更届出書(第3号様式)」をご記入の上、区住宅課にご提出ください。
- また登録をご辞退する場合は、「辞退届出書(第4号様式)」をご提出ください。

#### 【登録不動産事業者の要件】

- 住宅確保要配慮者に対して、区内民間住宅をあっ旋できること。
- 宅地建物取引業免許証を取得していること。
- (公社)宅地建物取引業協会品川区支部または(公社)全日本不動産協会城南支部に加盟していること。

## 情報提供の流れ

### STEP1:区より希望条件の送付

- 相談者より区にあっ旋の申請があった場合、不動産事業者様に登録頂いているFAX番号に、FAXで個人情報を伏せた希望条件等を送付いたします。区より申請者ごとに附番をします。

#### 【あっ旋申請者の要件】

- 品川区に引き続き2年以上居住していること。
- 賃貸人の親族ではないこと。
- あっ旋時点で、あっ旋をする登録不動産事業者の従業員でないこと。
- 暴力団関係者ではないこと。
- 過去に本事業のあっ旋を受け、区内民間住宅に係る賃貸借契約に至った者については契約締結日から1年を経過していること。

### STEP2:物件情報の提供

- FAX到着後、希望条件に見合う物件情報がある場合は、6日後の正午までに区住宅課あてにFAXで送付ください。希望条件の送付の際に、必ず附番を記載の上、送付ください。

例:9月15日(水) 区住宅課から各不動産事業者様へのあっ旋希望条件の送付した場合  
⇒ 9月21日(火)12時(必着)までに物件情報を送付ください。

- その後、住宅課で相談者ごとに物件情報を取りまとめの上、相談者へ順次情報提供を行います。

### STEP3:相談者からの連絡

- 相談者に物件情報を提供した結果、当該物件についてさらに詳しい話が聞きたいとのご要望があった場合は、相談者より直接ご連絡いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

## 契約成立後の区への協力金申請手順

### (1) 必要書類の送付

○相談者との間で賃貸借契約が成立した場合には、下記書類を区住宅課へご郵送ください。

- ①「支払金口座振替依頼書」
- ②「協力金交付申請書(第7号様式・登録事業者用)」  
(交付申請書には、賃貸契約書の写しおよび初月の家賃の支払を確認できる書類を添付してください。)
- ③「協力金交付請求書(第10号様式)」

○賃貸住宅オーナー様分について、取りまとめていただける場合は、別途オーナー様分として必要な下記書類も併せて送付ください。取りまとめが難しい場合は、オーナー様より、区住宅課へ郵送くださるようにお伝えください。

- ①「支払金口座振替依頼書」
- ②「協力金交付申請書(第8号様式・賃貸人用)」  
(協力金交付申請書には、賃貸契約書の写しおよび初月の家賃の支払を確認できる書類を添付してください。)
- ③「協力金交付請求書(第10号様式)」

### (2) 協力金の振り込みについて

- 協力金交付申請書の内容確認後、「協力金交付決定(却下)通知書(第9号様式)」を申請書提出後概ね2週間以内にお送りいたします。
- 協力金交付申請書および請求書が区住宅課へ到着後、概ね1か月後にご指定の口座に協力金(6万円)をお振込みいたします。
- 協力金総額が、予算総額に達した時点で、受付を終了します。(先着順)

### (3) その他

○支払金口座振替依頼書、各申請書等につきましては、下記HPに掲載しております。

「お問い合わせ、書類の送付先はこちら」

品川区 住宅課 空き家対策担当

TEL:03-5742-6777 FAX:03-5742-6963

メール:[toshikei-akiya@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:toshikei-akiya@city.shinagawa.tokyo.jp)

HP:「品川区 入居促進事業」で検索ください。現在HPは準備中のため、準備が出来次第、各申請書等を掲載させていただきます。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

品川区長 あて

所在地

事業者名

代表者名

**品川区住宅確保要配慮者入居促進事業 登録事業者申請書**

品川区住宅確保要配慮者入居促進事業登録事業者として、同事業実施要綱第3条第3項に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録事業者名	
代表者名	
所在地	
連絡先	電話番号 FAX
	メールアドレス 担当者
宅地建物取引業 免許証番号	
免許取得年月日	年 月 日
所属団体	

# 記載例

第1号様式(第3条関係)

申請する日にちをご記入ください。

令和〇年〇〇月〇〇日

品川区長 あて

〒000-0000

所在地 東京都品川区広町0-0-0

事業者名 品川広町不動産

代表者名 品川 太郎

## 品川区住宅確保要配慮者入居促進事業 登録事業者申請書

品川区住宅確保要配慮者入居促進事業登録事業者として、同事業実施要綱第3条第3項に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録事業者名	品川広町不動産
代表者名	品川太郎
所在地	〒000-0000 東京都品川区広町0-0-0
連絡先	電話番号 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000
	メールアドレス shina-hiromati@hudousan.jp 担当者 品川 太郎
宅地建物取引業 免許証番号	東京都知事(1)第〇〇〇〇〇号
免許取得年月日	0000年00月00日
所属団体	〇〇〇〇〇協会〇〇〇支部